

## 議案第 25 号

三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 7 年 2 月 21 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）

三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年三次市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「第 8 項」を「第 9 項」に改め、同条第 5 号中「第 9 項」を「第 10 項」に改め、同条第 6 号中「第 10 項」を「第 11 項」に改め、同条第 7 号中「第 12 項」を「第 13 項」に改め、同条第 8 号中「第 14 項」を「第 15 項」に改める。

別表第 2 の 5 市長の項中「決定及び実施」の次に「、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還」を加え、同項中「又は特例給付（同法附則第 2 条第 1 項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する情報」を「及び子ども・子育て支援法

等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第12条の規定による改正前の児童手当法（昭和46年法律第73号）附則第2条第1項の給付（以下「旧特例給付」という。）の支給に関する情報」に改め、同表の10市長の項中「妊産婦の訪問指導」の次に「，産後ケア事業の実施」を加え、「費用の支給又は費用の徴収」を「費用の支給若しくは費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施」に改め、同項特定個人情報の欄を次のように改める。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</li><li>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</li><li>(3) 母子保健法による相談，支援，保健指導，新生児の訪問指導，健康診査，妊産婦の訪問指導，産後ケア事業又は未熟児の訪問指導に関する情報であって規則で定めるもの</li><li>(4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</li><li>(5) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</li><li>(6) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</li></ol> |
|--|

別表第2の11市長の項中「特例給付」を「旧特例給付」に改め、同表の14市長の項中「保険給付の支給」の次に「，地域支援事業の実施」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。